

第 1 章

「かわまちづくり」支援制度について

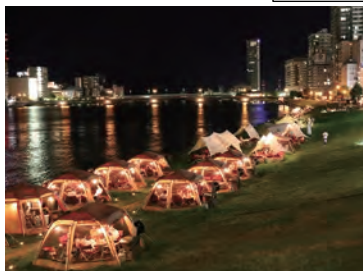
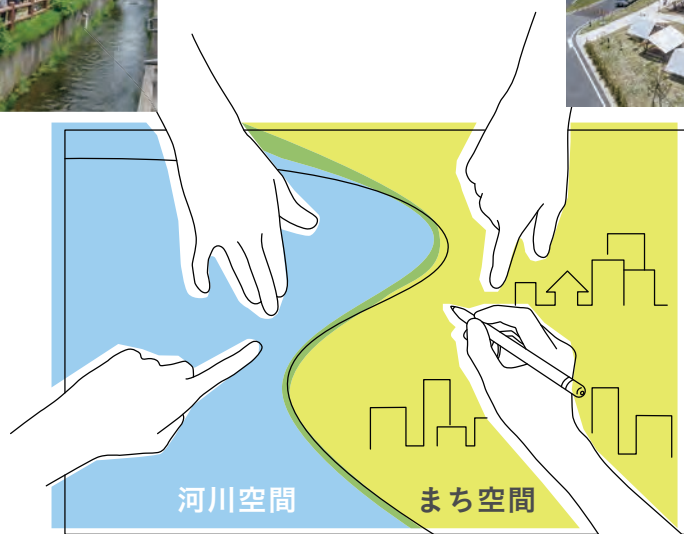
- 1-1 「かわまちづくり」とは
- 1-2 「かわまちづくり」で実現できること
- 1-3 「かわまちづくり」支援制度とは
- 1-4 支援制度の解説
- 1-5 相談窓口

1-1 「かわまちづくり」とは

「かわまちづくり」とは『河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組』のことです。

古くから培われた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、水辺にはその地域特有の「資源」が眠っています。また、水辺はその使い方や「知恵」によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。

「かわまちづくり」では、「かわ」とそれにつながる「まち」を活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、地域の「顔」、そして「誇り」となるような空間形成を目指します。



1-2 「かわまちづくり」で実現できること

「かわ」が有する地域特有の魅力を活かし、「まち」と一体となったソフト施策やハード施策を実施することで、水辺空間の質を向上させ、かわと人との触れ合いによる地域の活性化が実現できます。

■ かわと人の触れ合い

「かわ」とは、せせらぎや美しい景色、豊かな自然など、自然環境の恩恵を享受することができる魅力があります。さらに、水辺でのレクリエーションや釣り、カヌー・SUPなどのアクティビティ、そして地域の歴史や文化に触れることもまた、かわ特有の魅力です。「かわまちづくり」は、人々がリラックスし、自然とのつながりを感じながら、心地よい時間を過ごすことができる場を提供します。

■ 地域の活性化

○地域の交流機会の増加

水辺の利活用を通じて、地域交流の機会や場を創出します。

○観光客の増加

舟運やサイクリング、また水辺のオープンカフェや水上アクティビティなどを通じ、歴史や生態系、また癒やしや賑わいなどの「かわ」だからこそ得られる機会を提供することで、観光客数の増加に寄与します。



カヌー・SUP



環境学習・自然体験



キャンプ・バーベキュー



ウォーキング・ジョギング



サイクリング



観光舟運



川床



ドローン活用



桜並木



マルシェ・朝市・夜市



公園広場



集客施設



オープンカフェ



隣接施設連携(公園、道の駅)



市街地開発



川の安全教室

かわまちづくりで実現できる風景

1-3 「かわまちづくり」支援制度とは

「かわまちづくり」支援制度とは、地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。

「かわまちづくり」を進める推進主体（①市町村、②市町村及び民間事業者、③市町村を構成員に含む法人格のない協議会、④民間事業者）は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、支援制度に申請・登録します。

支援制度に登録されると直轄事業、交付金事業の対象になるため、河川管理者は「かわまちづくり計画」に基づき河川管理施設等の整備といったハード施策の支援を行います。

また、河川空間のオープン化に向けた区域指定等のソフト施策の支援を行います。

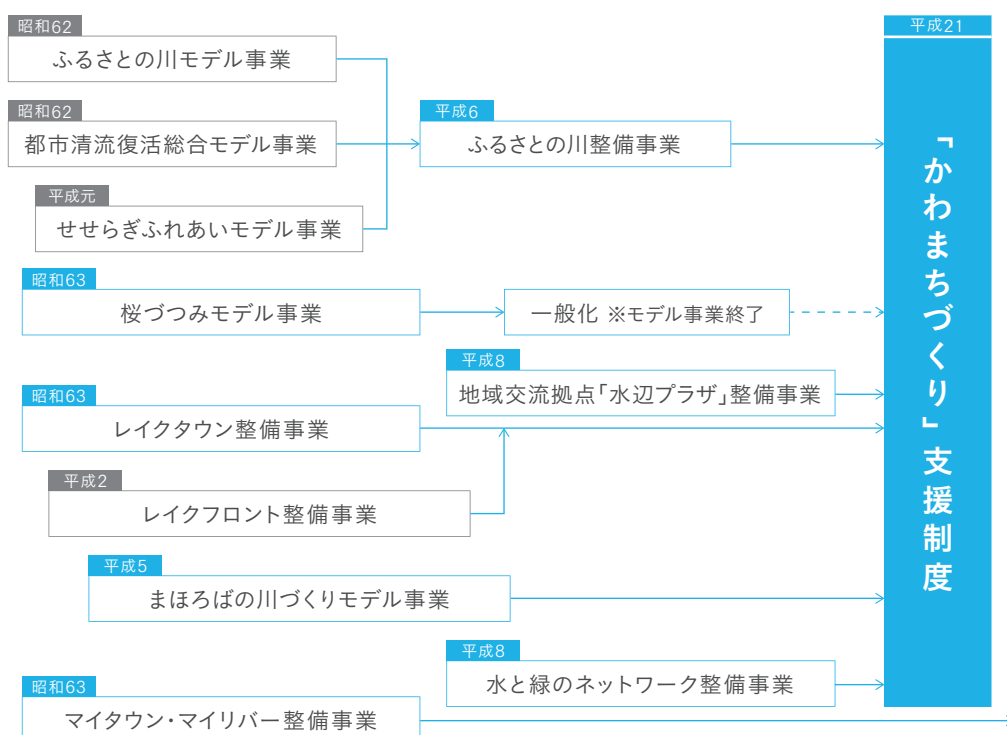


Column

「かわまちづくり」支援制度の創設

国土交通省では、昭和60年代から各時代の情勢に応じて「ふるさとの川整備事業」や「桜つつみモデル事業」「水辺プラザ整備事業」等の多種多様な河川事業制度によって、地域の河川利用を推進する取組を支援してきました。それまでの各種事業制度を発展的に統合して平成21年度（2009年度）に創設さ

れたのが「かわまちづくり」支援制度です。従来の各種事業制度では、拠点や個別区間での利活用増進を目標としたハード整備による支援が主だったのに対し、「かわまちづくり」支援制度では、より広域の「まち全体」を視野に入れ、地域活性化に資する河川空間利用を支援することを目指しています。



1-4 支援制度の解説

1 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会
4. 民間事業者

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第4 推進主体)

【推進主体】

「かわまちづくり」の推進主体とは、河川管理者と連携して、「かわまちづくり計画」を作成し、同計画に基づき各種事業を実施する中心的な役割を果たす主体のことです。推進主体は「市町村」「市町村及び民間事業者」「市町村を構成員に含む法人格のない協議会」「民間事業者」のいずれかとなります。

これまでの事例で、「市町村」が推進主体となる場合が一番多いですが、例えば対象エリアが河川を挟んで2つの地方公共団体にまたがっている計画や、舟運やサイクリングなど河川の上下流域の移動・交流を見込んだ広域連携の計画では、複数の当該市町村が共同で推進主体となる場合もあります。

また、近年民間事業者が主体的にかわまちづくりに関わる事例も見られます。例えばかわまち大賞を受賞した「北十間川かわまちづくり」や「大阪市かわまちづくり」では、推進主体として「河川空間のオープン化」により河川区域を占有する民間事業者(株式会社)が名を連ねています。そのほか、まちづくり会社や観光協会などの第三セクターが運営に関わっている事例もあります。令和5年4月からは「民間事業者」が単独で推進主体となることができるようになりました。

なお、推進主体に含まれる民間事業者とは、以下のいずれかに該当する者のことを言います(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第2 定義 5)。

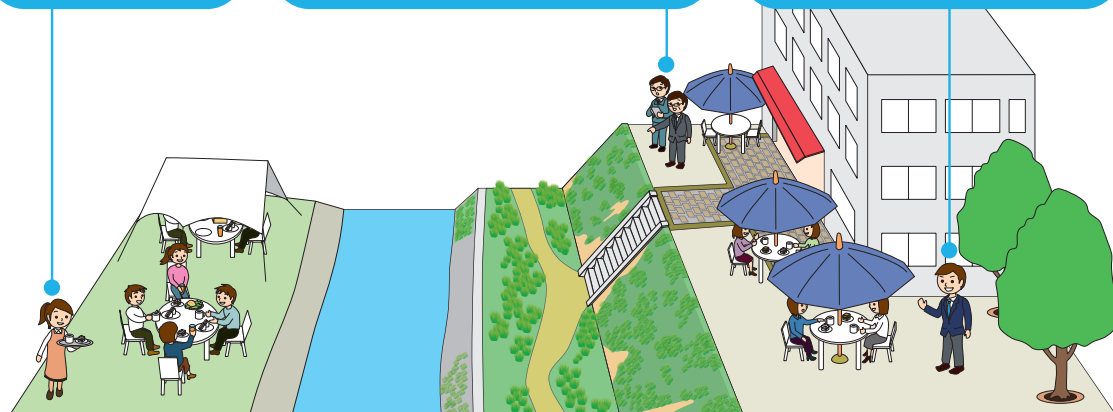
- 一 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占有主体として指定を受けている者
- 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において賑わいある良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
- 三 河川区域に隣接する土地において、賑わいある良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

「市町村を構成員に含む法人格のない協議会」が推進主体となった計画が多いのも近年の傾向です。これまでの「かわまち大賞」を受賞したほとんどの地区が、推進主体を協議会としており、地域や関係者が一体となって進めている様子がうかがえます。

河川敷地占用許可準則
第22の規定に基づき、
都市・地域再生等利用
区域の占用主体として
指定を受けている者

河川法第20条の規定に基づき、河川管理
者の承認を受けて、河川区域内において良
好な河川空間の形成に資する施設を整備
しようとする者で、当該施設の整備・利用に
ついて市町村長の同意を得ている者

河川区域に隣接する土地において、
良好な河川空間を形成するための施
設の整備・利用等を実施しようとする
者で、当該施設の整備・利用等につい
て市町村長の同意を得ている者



推進主体に含まれる民間事業者

用語

都市・地域再生等利用区域・・・河川敷地占用許可準則の第二十二により規定。河川のオープン化に伴い、河川区域内で営業活動を行う場合には、河川管理者が都市・地域再生等利用区域を設定し範囲を明確にするとともに、当該施設の占用主体を定める必要がある。

河川法第20条・・・河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の根拠条文。実施の場合には河川管理者の承認を必要とすることが定められている。

2 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

（「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第5 登録要件）

「かわまちづくり計画」の対象となる河川については、4つの登録要件が定められています。第5の1から3では、国による認定が個別法で規定されている、または、国として積極的に支援している地域活性化施策に関連している河川であることを要件として定めていますが、第5の4にある通り「地域の熱意が特に高く、河川空間の整備によりその利活用が期待される河川」であることも要件のひとつとなっております。

関連計画の根拠法及び所管府省（令和7年1月現在）

項	計画・施策名	根拠法	所管府省
1	歴史的風致維持向上計画	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」 （平成二十年五月二十三日法律第四十号）	文部科学省 [文化庁 文化資源活用課] 農林水産省 [農村振興局 農村政策部 農村計画課] 国土交通省 [都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室]
	観光圏整備実施計画	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」 （平成二十年五月二十三日法律第三十九号）	国土交通省 [観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課]
2	都市再生整備計画	「都市再生特別措置法」 （平成十四年四月五日法律第二十二号）	国土交通省 [都市局 市街地整備課]
	地方再生計画（地域再生計画）	「地域再生法」 （平成十七年四月一日法律第二十四号）	内閣府 [地方創生推進事務局]
3	中心市街地活性化	「中心市街地の活性化に関する法律」 （平成十年六月三日法律第九十二号）	内閣府 [地方創生推進事務局]
	国家戦略特区・地方創生特区	「国家戦略特別区域法」 （平成二十五年十二月十三日法律第七号）	内閣府 [地方創生推進事務局]
	環境モデル都市	—	内閣府 [地方創生推進事務局]

3 かわまちづくり計画の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - (2) 支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)
 - (3) 推進体制
 - (4) 安全な河川利用に向けた取組
 - (5) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - (6) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組
 - (7) 維持管理計画
 - (8) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通本省及び地方支分部局に窓口を設ける。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第6「かわまちづくり計画」の作成等)

かわまちづくり計画の様式は、実施要綱の参考資料として、以下のとおり定められています。

- | | |
|-----|---------------------|
| 様式1 | 申請書 |
| 様式2 | かわまちづくりの概要 |
| 様式3 | ソフト施策の個別施策計画書 |
| 様式4 | ハード施策の個別整備計画書 |
| 様式5 | 維持管理計画書 |
| 様式6 | 上申書(地方整備局長等) |
| 参考1 | 市町村内で実施された同種の河川整備事業 |
| 参考2 | 関連するまちづくりに関する計画の概要 |

実施要綱第6「かわまちづくり計画」の作成等において定める(1)～(8)と記載する様式の関係は以下のとおりです。

かわまちづくり計画に記載する内容

第6に定める内容	具体的内容	記載様式
(1)水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標	【かわまちづくりの方針】 ●地域における課題、必要性 ●市町村の地域計画や沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ ●地域活性化や賑わいあるまちづくりに対する市町村や民間事業者の考え方 ●地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標 等	様式2
(2)支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)	【ソフト施策】 ●対象事業の実施範囲 ●提案事業の概要	様式3
	【ハード施策】 ●整備範囲 ●全体位置図 ●整備内容 ●整備の概要(整備する施設、整備箇所ごとの平面図1/2,000程度、標準横断面図など) ●整備イメージ(パース絵等) ●整備の実現方策 ●関連事業の整備計画(対象河川沿川地域のまちづくりの中での位置づけ) ●整備工程(工程計画:河川事業、関連事業等)(年度・事業費) ●多自然川づくりに関する事項 ●多自然川づくりの考え方に則った河川管理施設の整備方針	様式4
(3)推進体制	【推進体制・取組内容】 ●協議会、運営組織等の体制 ●地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する多様な関係者との連携・取組内容 等	様式2
(4)安全な河川利用に向けた取組	●河川利用者に対する安全面の指導体制 ●河川利用者が安全確保を図るための取組や情報提供 等	様式2
(5)準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組	●都市・地域再生等利用区域の指定に向けた、公募や河川敷地の利用調整に関する会の取組 等 ●都市・地域再生等利用区域の指定年月日	様式2
(6)生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組	●生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する多様な関係者との連携・取組内容 等	様式2
(7)維持管理計画	●継続的な有効利用に関する計画 ●賑わいの継続に向けた取組 ●維持管理計画 ●地域の関係者と河川管理者との役割分担	様式5
(8)その他特筆すべき事項	●地域、河川の特性に応じて必要な事項 ●状況写真 等	様式4



4 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化やにぎわいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。
 なお、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

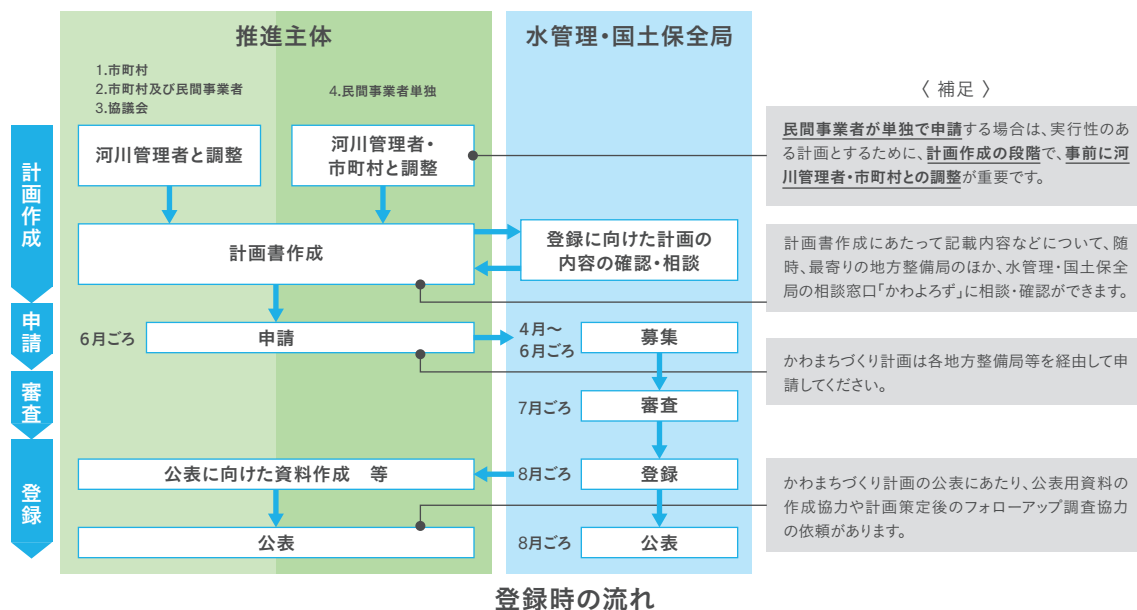
（「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第7「かわまちづくり計画」の登録）

【申請・登録】

推進主体が「かわまちづくり計画」を支援制度に登録するにあたっては、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由し、水管理・国土保全局長へ申請します。申請の過程で、「かわまちづくり計画」の実現可能性の視点から、計画の内容の修正を求められることもありますので、お近くの河川管理者に計画の申請・登録にかかるスケジュール等を確認のうえ、時間的な余裕をもって計画の作成等行ってください。

【登録の流れ】

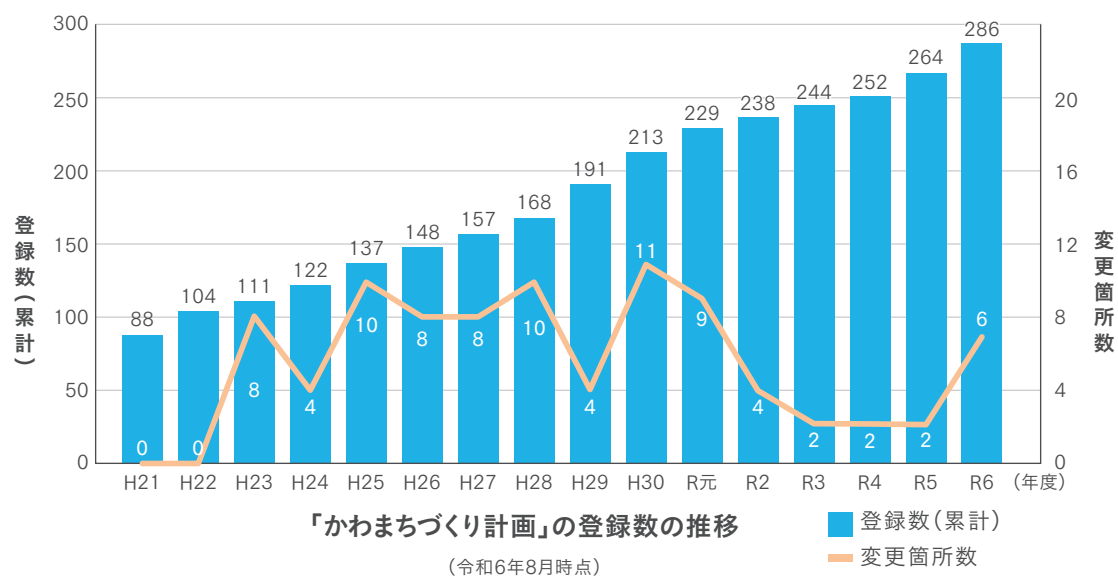
かわまちづくり計画は推進主体が地方整備局長等を通して水管理・国土保全局長に申請します。令和3年度（2021年度）から4月ごろ募集を開始し、8月ごろに登録・公表を行っています。最新のスケジュールについてはかわよろずや地方整備局、また各河川事務所等の河川管理者へご確認ください。



Data

登録件数の推移

「かわまちづくり」支援制度は平成21年度(2009年度)の制度設立以降、毎年10～20件程度が登録されています。



かわまちづくりの最新情報はここから



5 「かわまちづくり計画」の変更

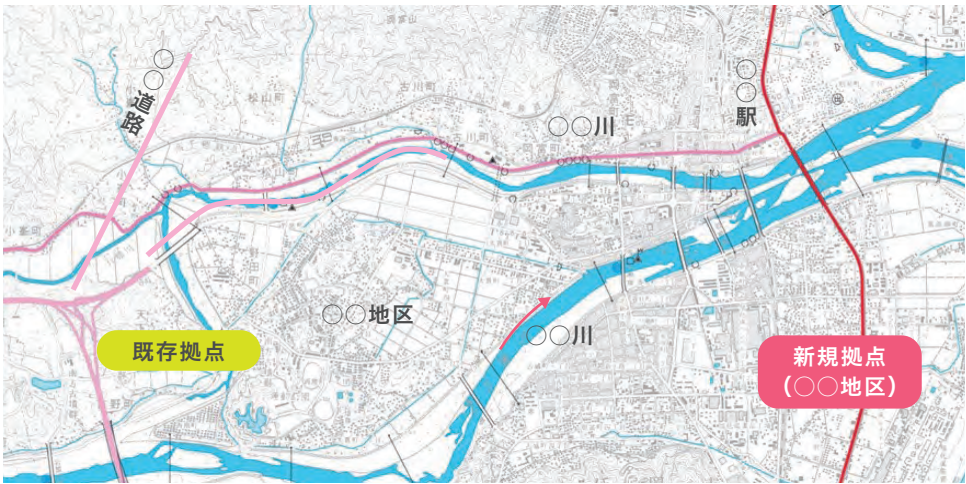
1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第8 「かわまちづくり計画」の変更)

【計画変更が必要な概ねの目安】

- 河川管理者によるハード施策の内容や期間に大きな変更が生じた場合
- 「かわまちづくり計画」の登録要件に係る河川の利活用について見直しがあった場合
- その他、申請者において予算制度の活用などにより、計画変更しなければならない場合

計画変更の事例①：新たな拠点の追加



計画変更の事例②：整備スケジュールの変更

※赤字は変更点

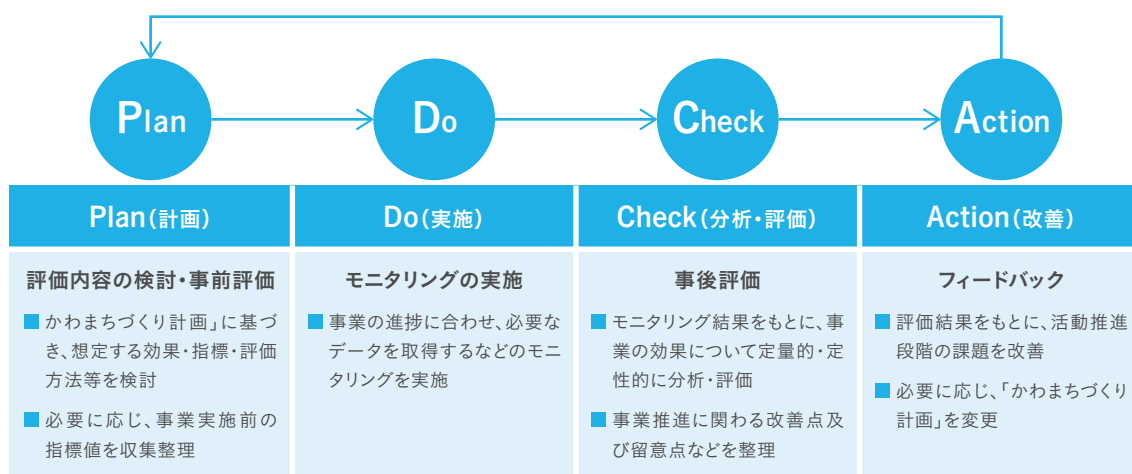
地区名	事業者	事業名等	事業内容	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
〇〇川 かわまち づくり	国交省	総合水系 環境整備 事業	緩傾斜堤防・階段整備		設計 ・ 整備	整備					整備
			親水環境整備 (高水敷整正・樹木伐採)		設計 ・ 整備	整備	整備				整備
	〇〇市	市単費	広場・トイレ・散策路	設計	整備	整備	整備		整備	整備	整備
			駐車場移転	設計	整備	整備	整備			整備	
			案内看板等	設計	整備	整備	整備				
			ゲートボール場の撤去・移設				検討	検討			
			堤防上部の利活用	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【かわまちづくりの検証】

推進主体と河川管理者は、少なくとも5年以内に共同で検証することになっています。計画時に設定した「定量的目標」の評価指標となるデータを定期的に把握し、検証を行ってください。

評価指標のデータは、調査や分析が必要なものもあるため(例えば、アンケートや売上など)、計画的に準備しましょう。

検証結果は、事業の改善等に結びつけていくとともに、ウェブサイト等で公表することにより、関係者のモチベーション向上や多くの方に活動内容を知っていただく機会とすることも検討してください。



「かわまちづくり」におけるフォローアップ(PDCA)

6 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し)

「かわまちづくり計画」の登録が取り消されることのないよう、計画作成段階だけではなく、登録後の活動推進段階においても、民間事業者や地域住民とコミュニケーションを図ることで、かわまちづくりの取組の推進に努めてください。

7 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、[河川敷地占用許可]準則[第]22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援
- 四 河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習等の受講、啓発活動等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を、事業着手後、概ね5か年で積極的に推進する。

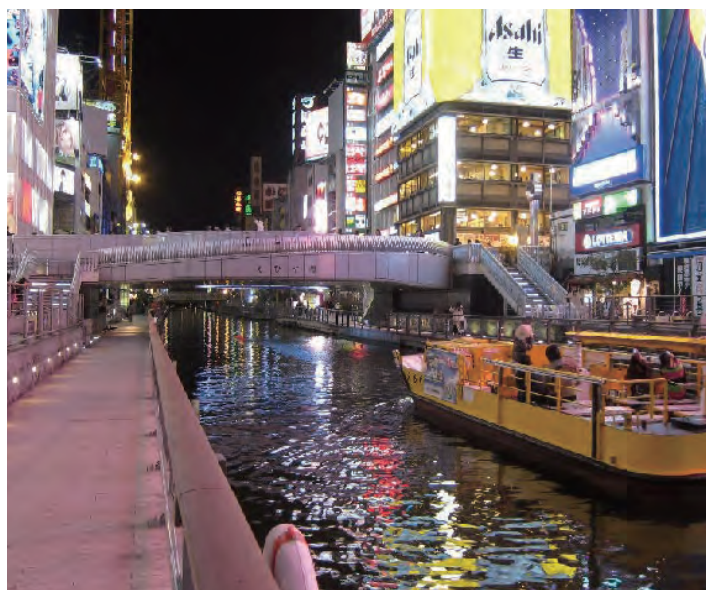
(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第10 河川管理者が行う支援([]内は本手引きで追記))

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づいて、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、調査・検討や情報提供、占用許可のノウハウの提供といったソフト施策と、河川管理施設を整備するハード施策を積極的に行います。

■ソフト施策

「必要となる調査・検討」や「良好な事例等の情報提供」、「安全確保に向けた講習、啓発活動」は、かわまちづくり計画の登録前の段階でも重要な内容です。河川管理者と推進主体は普段から意見交換や意識共有を図ることで、スムーズな支援につながります。

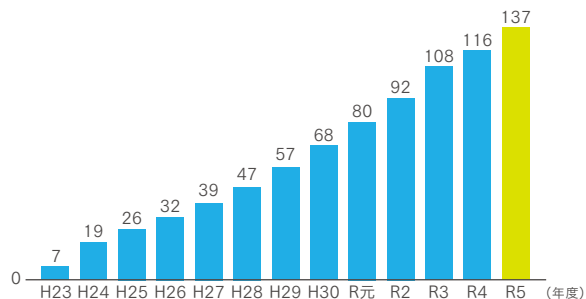
また、平成23年(2011年)の河川敷地占用許可準則の一部改正(河川空間のオープン化)に伴い、河川管理者により都市・地域再生等利用区域の指定を受けることで、民間事業者が同区域内で営業活動を行うことが可能になりました。



都市・地域再生等利用区域で可能な利活用のイメージ
(上：舟運、下：オープンカフェ)

河川空間のオープン化

河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできませんが、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年（2011年）に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者も営業活動を行うことができるようになりました。これを「河川空間のオープン化」といいます。

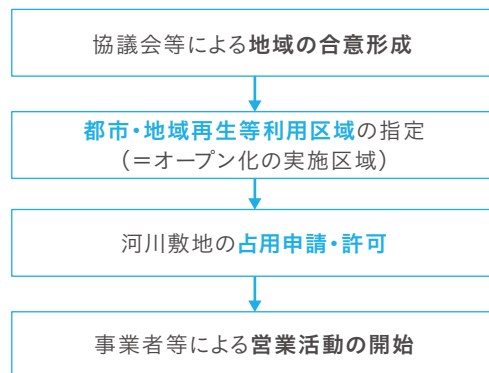


オープン化の活用実績数(累計) (R6.3.31現在)

【オープン化が適用される要件】

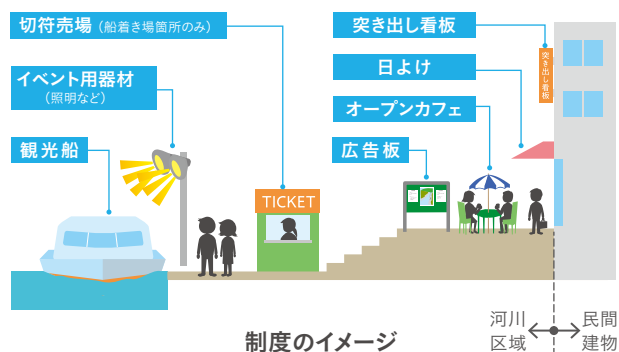
- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

【オープン化の主な流れ】



【占用許可が可能な主な施設】

- ① 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ② 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③ 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④ その他都市・地域の再生等のために利用する施設



RIVASITE(リバサイト)

「RIVASITE(リバサイト)」とは、河川空間利用の規制緩和によって、敷地内で事業に取り組む民間事業者の参入を促進し、地域の活性と河川管理の効率化を目指す制度です。

従来の制度では、河川敷地の占有は原則として公的
主体（地方公共団体等）に限られており、民間事業者
が営業活動を行うことは出来ませんでした。しかし平成
23年（2011年）の河川敷地占有基準則改正を受け
て、一定の要件を満たした民間企業に限り営業活動が
認められるようになり、これまでに30都道府県で137
の事例が実施されてきました。（令和6年3月時点）

国土交通省は、民間事業者による河川敷地の活用をさらに促進させるために、令和5年に「RIVASITE」を始動。河川敷地の占用期間と範囲の規制を緩和することによって、地域経済の活性と河川管理の効率化を目指します。

「RIVASITE」の実施概要と規制が緩和される点は、次の通りです。

● 占用期間満了後の更新を保証

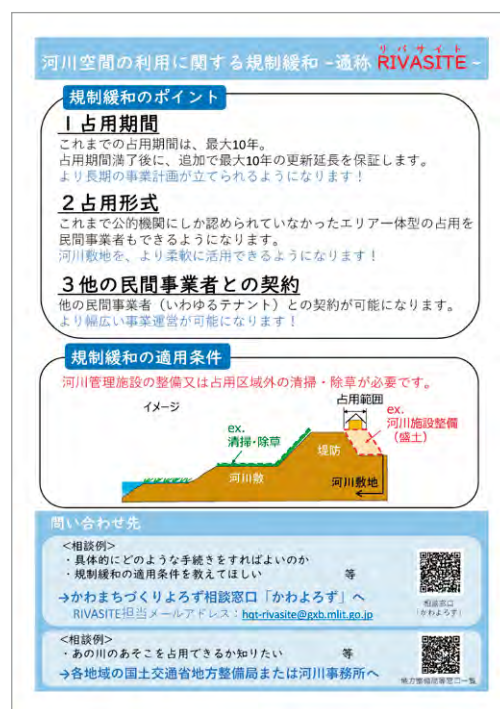
これまでは民間事業者の占有許可期間は10年が上限とされていましたが、占有期間の満了後に10年間の更新を保証。長期的な事業計画が立てやすくなりました。

● 占有範囲の拡大

これまでは施設ごとに占有許可を取る必要がありましたが、エリア一帯の占有が可能になり、柔軟で効率の良い敷地の活用が可能になりました。ただし占有には、河川管理施設整備や占用区域外の清掃・除草などを行うといった、一定の条件が必要です。

● 他の民間事業者の契約

他のテナントとの契約が可能になり、敷地内で幅広い事業運営が可能になりました。

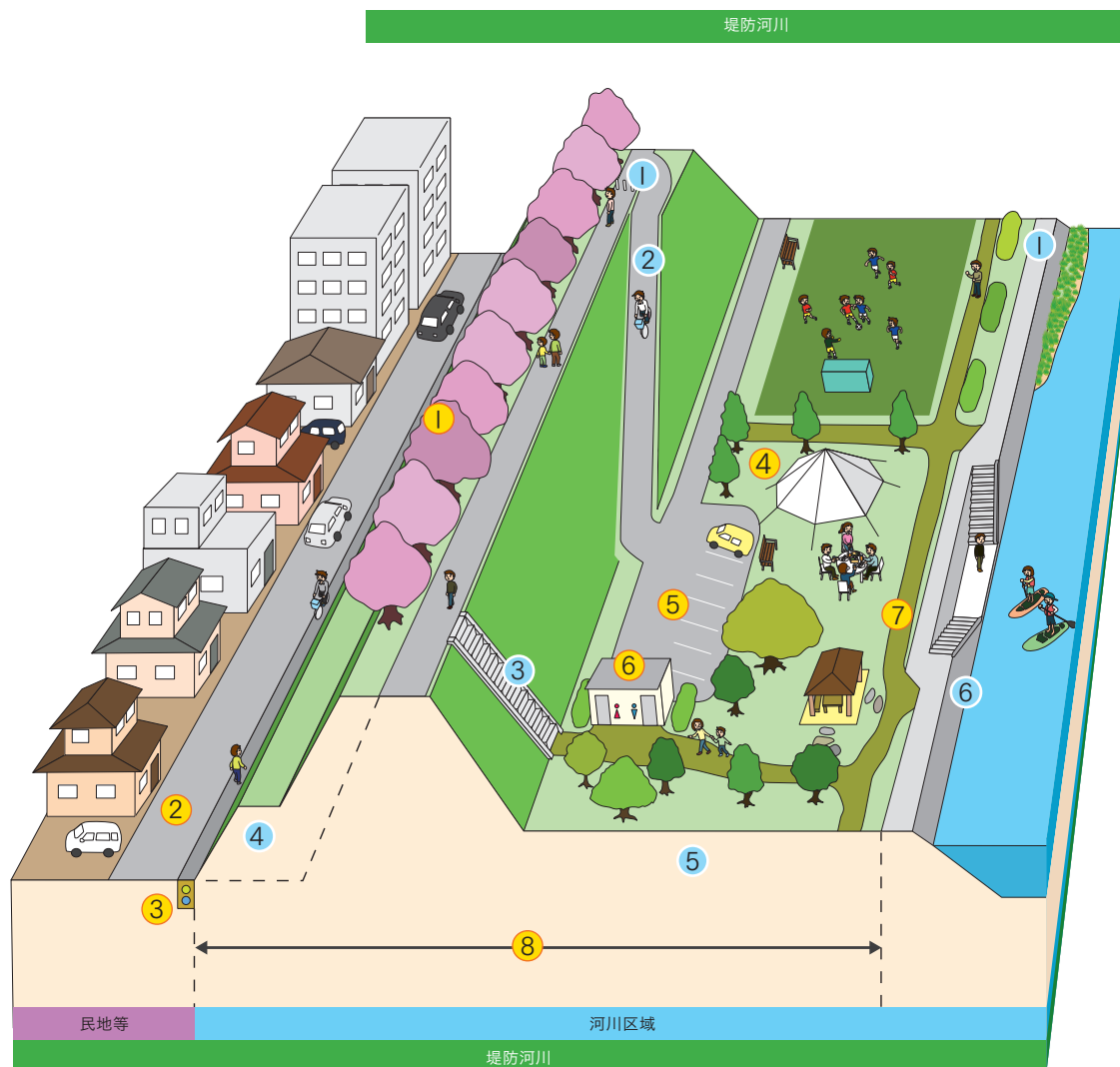


■ハード施策

河川管理者が支援できるハード施策は、河川管理施設の整備です。一方、市町村等は河川を利活用するための施設整備を実施することになります。例えば、河川区域内に多目的広場を整備したい場合は、河川管理者の整備内容は高水敷整正や河川管理上必要な

通路など、市町村等の整備内容は芝張り・トイレ・あずまや・ベンチなどになります。

河川管理者は登録後5年間で河川管理施設の整備を積極的に推進します。



かわまちづくりで整備可能な河川管理施設例

用語

・河川管理施設：河川管理者が建設し管理している施設。川の流れの調整や、洪水の被害防止の機能を持つ施設のこと。
上記以外の目的で設置された橋や堰、グラウンドのバックネットなどは許可工作物といい、河川管理者が許可している施設。



親水護岸



河川管理用通路



市町村・民間事業者等：利用施設の整備

- ① 桜並木
- ② 道路
- ③ 電気・水道
- ④ 多目的広場(芝張り等)
- ⑤ 駐車場
- ⑥ トイレ
- ⑦ 遊歩道(舗装)
- ⑧ 公園区域の指定
- ⑨ 船着場
- ⑩ 川床(仮設)
- ⑪ 照明
- ⑫ オープンカフェ

河川管理者：河川管理施設の整備

- ① 河川管理用通路
- ② スロープ
- ③ 階段
- ④ 側帯
- ⑤ 高水敷整正
- ⑥ 親水護岸
- ⑦ 階段護岸



スロープ



階段護岸

1-5 相談窓口



かわよろずくん

国土交通省水管理・国土保全局では、市町村や民間事業者等の方々にも、「かわまちづくり」支援制度等を活用していただくため、相談窓口として「かわまちづくりよろず相談窓口：(通称)かわよろず」を設けています。「かわよろず」では、以下に関連する相談を受け付けています。

- ☐ 「かわまちづくり」支援制度に関すること
- ☐ ミズベリングに関すること
- ☐ 河川空間のオープン化(河川敷地占用許可準則の特例)に関すること
- ☐ 川の水を利用した発電に関すること
- ☐ 河川敷地の更なる規制緩和に関する社会実験「RIVASITE」に関すること
- ☐ その他、河川の空間及び流水の利活用、河川改修にあわせたまちづくりに関することなど

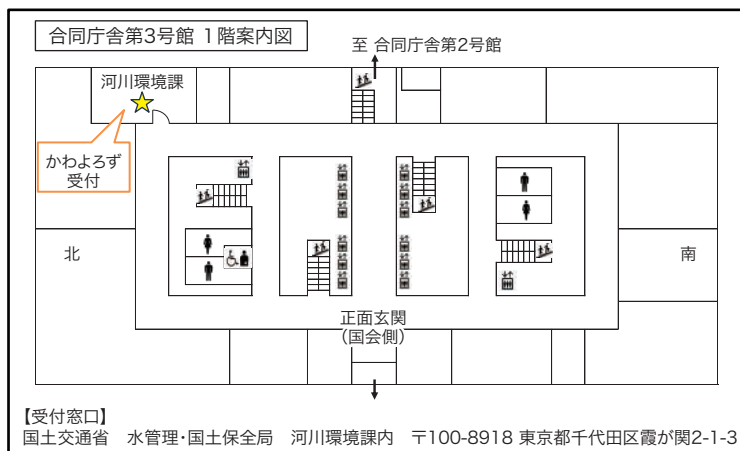
相談窓口は下記の通りです。面談での相談を希望する場合は、入館手続きなどが必要になることから、事前連絡を推奨しています。また、電子メールによる相談も受け付けています。事前連絡及び電子メールでの相談の際には、以下の情報を電子メールにて送付願います。

- (1) 名前、法人名、官公庁名など(必須)
- (2) 住所
- (3) 電話番号(必須)
- (4) 相談の対象となる河川名、住所
- (5) 相談の概要(なるべく具体的に記載)(必須)
- (6) その他、参考となる資料(添付)
- (7) 来省相談の場合：希望日時(複数提示)

【かわよろず 相談窓口】

メール宛先：hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp

※社会実験「RIVASITE」の相談の場合は下記アドレスまで
メール宛先：hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp



かわよろず案内図